ケータイ、インターネットのワンクリック請求に気をつけて

1 相談内容

沖縄県県民生活センターに寄せられる携帯電話の情報サービスに関する相談の中で、ア ダルトサイトや出会い系サイトなどへ不用意にアクセスしてしまい、画像や項目等をクリックしたことで利用料金を請求されるワンクリック請求は相変わらず、大きな割合を占めています。

最近では、携帯電話・インターネット利用者の低年齢化に伴い、高校生のみならず、中 学生や小学生の被害も出ており、全国的な問題となっています。

【相談内容 事例1】

携帯電話のインターネットに接続し、いろいろなサイトを見ていたらアダルトサイトに入ってしまい、写真をクリックしたところ「自動登録されました」とあり、個体識別番号が表示されていた。後で確認すると、一番下のページに利用規約があり「自動入会、後払いシステムである」「クリックした時点で自動入会になる」「二万九千円を三日以内に振り込むこと」「支払いが遅れると延滞金が加算される」とあるが、どうしたらよいか。

【相談内容 事例2】

パソコンのインターネットでアダルトサイトを検索していたところ「入会手続き完了しました」との画面が出てきて、IPアドレス、利用パソコンのOS、リモートホストなどが記載されていた。「四日以内に四万五千円を支払うように」とあり、「支払い期限を過ぎても入金確認ができない場合は、お客様情報を元にプロバイダーに対して法的な手段をって、情報開示を求め、事務手数料五万五千円、延滞金一日に付き千五百円、人件費、通信費等を加算して請求する。その際、自宅や勤務先に請求がいく」とある。脅迫的な文面であり、このままほっておくと後で高額な請求が来るのかと心配だ。

【相談内容 事例3】

電子メールアドレスに届いていた広告メールにあったURLをクリックしたところ、アダルトサイトになった。興味本位で当該サイトのトップページにある画像をクリックしたところ、「会員登録ありがとうございます」との表示に加え、利用料金2万9千円や振込先、支払期限等も掲載された画面になってしまった。そもそも契約するつもりはなかったが、どう処理したらよいだろうか。

【相談内容 事例4】

携帯電話に景品が当たったとメールが届き、ニックネームを登録した。その後たくさんの請求メールが届くようになった。 2 社くらいからサイトの料金請求がある。 どうしたらよいか。

携帯電話でのワンクリック請求の事例



受信トレイ



Subject: OOOOO

OOOO☆☆☆ ↓ ここをクリック

http://www.OOOO

※①広告メールなど からアダルトサイトな どのワンクリック請求 サイトへ誘導・・・

※②画像、年齢認 証、利用規約をクリッ クすると

「携帯電話情報を送信しますか?」 のメッセージ表示

Til **a**

※アダルトサイト、出会い系サイトなどのTOP画面

000411

画像

年齢認証 <u>18歳以上/18歳未満</u>

利用規約

Till **an**

携帯電話情報を送信し ますか

はい

いいえ

※③「はい」、「いいえ」 どちらをクリックして も・・・・



※④登録され、利用料金を請求されます。

$\mathbf{T}_{\mathbf{H}}$ on

当番組へご入会ありがとうござ います。

あなたの<u>個体識別番号</u> メールアドレス

アクセスエリア

を登録しました。 ご入会手続きを完了しました。

ご利用期間:〇〇日間 ご利用料金:2万円

振込先:〇〇銀行〇〇支店 口座番号:〇〇〇〇〇 支払期限:2010年〇月〇日

上記口座にお振り込み下さい。 未払いの場合は個体識別番号 をもとに延滞金50,000円、1 日につき3,000円の損害金を 加算します。

3 相談傾向と問題点

相談事例の多くは広告メールやアダルトサイト、出会い系サイトのネットサーフィンをきっかけにワンクリック請求サイトにアクセスしてることが主流ですが、最近の傾向は、無料小説サイト、ゲームサイト、占いサイト、懸賞サイト、着うたサイトに利用登録をしたところ、意図せずアダルトサイトや出会い系サイト等のワンクリック請求サイトに誘導され、料金の請求を受けるケースが発生しており、手口の多様化・巧妙化がうかがえます。また、このような無料小説、占いサイト、着うたサイト等の主な利用者が小学生から高校生の未成年者であることから、未成年者のトラブルが増加していることがいえます。

4 対処方法

(1) 見覚えのないメールに記載されているURL、怪しげなサイトには不用意にアク セスしないこと

見覚えのない広告メールなどは開けずに削除しましょう。中には、件名に「お久しぶり」、「元気?」など知人を装う場合がありますが、開けてしまった場合でも、メール上に記載されているURLには不用意にアクセスしないようにしましょう。また「無料サイト」でも怪しいサイトには近づかないようにしましょう。

(2) そもそも契約が成立していないと考えられるため、支払わないこと

画像などをクリックしただけで、「登録しました」「入会ありがとうございます」と表示されても契約が成立していないと考えられるため請求されるがまま支払ってはいけません。少額だったり、煩わしさからお金を払ってしまうと、退会費用などの名目をつけて料金を次々と請求されたり、別のワンクリック請求サイトから同様の手口で利用料金を請求される場合があります。

- (3) 識別番号などから個人情報は伝わることはないので、過度に不安にならないこと メールアドレスや個体識別番号が表示されていても、サイトにアクセスしただけ で、個人情報が伝わることはありません。「操作ミスである」等の弁解ために業者 に連絡を取ることは、かえって電話番号やメールアドレス等の個人情報を伝えるこ とになります。あわてて連絡してはいけません。
- (4) サイトを利用する場合は、事前に必ず利用規約を確認すること サイトを閲覧する場合は、利用規約等を確認してアクセスするよう日頃から気を つけましょう。
- (5) 不安に感じたら県民生活センターに相談しましょう!!

未成年者の場合は、恥ずかしさのため、一人で抱え込む傾向にあります。一人で悩まず、家族や学校の先生など身近な大人、または県民生活センターに相談しましょう。

(※相談する際は、できるだけメールや画面などを保存しておくとよいでしょう)